諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年8月3日(平成30年(行情)諮問第343号)

答申日:平成30年12月3日(平成30年度(行情)答申第341号)

事件名:特定保険医療機関での特定の問題を受けて行った診療報酬に関する監

査で収集・作成した文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否 を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、関東信越厚 生局長(以下「処分庁」という。)が、平成30年4月25日付け関厚発 0425第76号により行った不開示決定(以下「原処分」という。)に ついて、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

平成30年4月9日付で「特定大学医学部附属病院での腹腔鏡手術で複数の患者が死亡した問題を受けて、厚生労働省が同病院に対して行った診療報酬に関する監査で収集・作成したすべての文書」の開示を請求したところ、同年4月25日付け行政文書不開示決定通知書を受領しました。

不開示理由について同通知書には「法人又は個人の権利,競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するため」と記されて いますが、以下の二つの理由により、不開示決定は不当であると考えます ので、審査請求をいたします。

- (1)特定大学医学部附属病院自体が平成30年特定月日に「不適正な診療報酬の請求が5年間で約特定億円あった」との発表を行っている(別紙新聞記事参照)ことから、厚生労働省が請求文書を開示したとしても、特定大学医学部附属病院の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」ことはないと考えられます。
- (2) 関東信越厚生局は平成21年に特定都道府県立がんセンターに対する 個別指導、監査に関する行政文書の開示請求に対し関係文書を開示した 前例があり、今回、同様の開示請求に対し不開示決定をすることは理由

がないと考えられます。平成21年特定月日付けの関東信越厚生局特定事務所から私に宛てた「行政文書の開示について」と題する文書ならびに開示された個別指導、監査に関する文書の一部のコピーを添付します。

※ 別添文書及び新聞記事省略

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)本件審査請求人は、平成30年4月9日付けで処分庁に対して、法3 条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを 不服として、同年5月14日付け(同月15日受付)で本件審査請求を 提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

処分庁は、本件対象文書について、その存否を答えるだけで、法 5 条 2 号イの不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とした。

しかしながら、当該病院については国立大学法人であることから、本来であれば法5条6号ホの不開示情報として、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とすべきであった。

諮問庁としては、本件審査請求に関し、原処分において本件対象行政文書の存否を明らかにせず不開示としているところ、その根拠とした条項に誤りがある点において大いに反省すべきものの、諮問に当たり、結論として原処分を維持することが妥当であると考えることから、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

3 理由

(1) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法 (大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)等に基づき、傷 病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫 の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局(以下、併せて「保険医療機関等」という。)として指定することにより、保険診療(保険調剤を含む。)を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師(以下、併せて「保険医等」という。)でなければならないことと

されている。

(2)保険医療機関等に対する指導等について

ア 指導について

指導とは、健保法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療(調剤を含む。以下同じ。)の内容又は診療報酬(調剤報酬を含む。以下同じ。)の請求について行うものである。

指導の形態としては、「集団指導」(保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施)、「集団的個別指導」(保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施)及び「個別指導」(保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施)の3形態がある。

また、個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」及び「要監査」の4種類がある。

イ 監査について

個別指導において、不正又は著しい不当があったことを疑うに足り る理由がある場合等には、監査に移行する。

監査とは、保険医療機関等が行う診療内容又は診療報酬請求について、不適切なものについては、その事実を確認し必要な措置を講ずることを目的としているものである。

また、監査後の措置は、不正又は不当の事案の内容により、「取消処分」(保険医療機関等の指定の取消(健保法80条)及び保険医等の登録の取消(同法81条))、「戒告」及び「注意」の3種類がある。

取消処分を受けた個別の保険医療機関等の名称,保険医等の氏名等 については,各地方厚生(支)局において,その都度公表を行って いる。

また、厚生労働省においては、保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について、毎年度、これを公表(例えば、平成29年度であれば平成29年12月1日に、「平成28年度における保険医療機関等の指導・監査の実施状況」を公表。)しており、この中で、監査を実施した保険医療機関等の件数や保険医等の人数を掲載しているほか、取消処分を受けた保険医療機関等の名称、保険医等の氏名等をホームページに掲載している。

上記を除けば、たとえ監査を受けた事実はあっても、その対象とな

った保険医療機関等の名称、保険医等の氏名等を公にはしていない。

(3) 存否応答拒否情報該当性について

審査請求人は、上記1(1)のとおり、特定保険医療機関の名称を名指しして、本件行政文書の開示を求めているところ、その存否を明らかにすると、特定保険医療機関に対する監査等の事実の有無(以下「本件存否情報」という。)が明らかになる。

本件存否情報は、これを公にすると、当該特定保険医療機関が過去に監査を受けた事実を公にすることになり、現在においても引き続き不正な診療を続けているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといったいわゆる風評被害が発生するなど、当該特定保険医療機関の社会的信用を低下させ、患者確保の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから、本件対象行政文書は、その存否を答えるだけで法5 条6号ホに掲げる不開示情報を開示するものであることから、法8条の 規定に基づき開示請求を拒否した原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年8月3日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月1日

審議

④ 同月29日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示す ることとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに 開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、 法の適用条項を法5条6号ホに改めた上で、原処分を妥当としていること から、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について
- (1)諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(3))において、本件存否情報は、これを公にすると、当該特定保険医療機関が過去に監査を受けた事実を公にすることになり、現在においても引き続き不正な診療を続け

ているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといったいわゆる風評被害が発生するなど、当該特定保険医療機関の社会的信用を低下させ、患者確保の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他企業経営上の正当な利益を害するおそれがある旨、説明する。

- (2) そこで、厚生労働省が特定保険医療機関に対して行った診療報酬に関する監査について、当審査会事務局職員をして、特定保険医療機関のウェブサイトを確認させたところ、次のとおりであった。
 - ア 平成30年特定月日に掲載された報道発表資料において、特定保険 医療機関に対して実施されていた厚生労働省等による社会保険医療担 当者の監査の結果、平成29年特定月日付けで厚生労働省関東信越厚 生局から行政措置を受けた旨が公表されている。
 - イ さらに、当該行政措置を受けた際の指摘事項として、「腹腔鏡を使用した肝臓手術で、医療点数表にないにもかかわらず、点数表にある 手術を行ったとして保険請求したもの。」がある旨も公表されている。
 - ウ また、特定保険医療機関では、厚生労働省等による社会保険医療担当者の監査前5年間の診療報酬について、平成29年特定月日付けで受けた行政措置の際に指摘された事項と同様の事例がないかについて、再点検を行い、その結果、自主返還すべき診療報酬の概算金額を取りまとめた旨も、自主返還額の合計額及び内訳等と合わせて公表されている。
- (3)以上を踏まえ、検討する。

本件対象文書の存否を答えることは、特定保険医療機関で行われた腹腔鏡を使用した手術について、当該特定保険医療機関に対して厚生労働省等が診療報酬に関する監査を実施した事実の有無を明らかにするものと認められるところ、上記(2)のとおり、特定保険医療機関で行われた腹腔鏡を使用した手術について、当該特定保険医療機関に対して厚生労働省等が診療報酬に関する監査を実施したことは、特定保険医療機関のウェブサイトに掲載されている資料により、既に明らかとなっているのであるから、これを公にしても、特定保険医療機関に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件存否情報は、法5条6号ホの不開示情報に該当する とは認められず、存否応答拒否した原処分は妥当ではないので、改めて 本件対象文書の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかに しないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が、当該情報は同条6 号木に該当することから、開示請求を拒否すべきとしていることについて は、当該情報は同号木に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改 めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。 (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別紙

特定大学医学部附属病院での腹腔鏡手術で複数の患者が死亡した問題を受けて、厚生労働省が同病院に対して行った診療報酬に関する監査で収集・作成したすべての文書